

福島県住宅宿泊事業の実施の制限に関する条例案の概要

平成30年3月
観光交流課

1 目的

住宅宿泊事業法第18条の規定に基づき、区域を定めて、住宅宿泊事業の営業期間を制限することにより、生活環境の悪化を防止することを目的とする。

2 制限の内容

(1) 制限する区域

学校等の施設の敷地から周囲100m以内。ただし、田村市、檜枝岐村及び飯舘村を除く。

【学校等】(旅館業法第3条第3項第1号及び第2号に掲げる施設)

学 校 (第1号)	幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、高等専門学校、幼保連携型認定子ども園
児童福祉施設 (第2号)	助産施設、乳児院、母子生活支援施設、保育所、児童厚生施設、児童養護施設、障害児入所施設、児童発達支援センター、児童心理治療施設、児童自立支援施設及び児童家庭支援センター

(2) 制限する期間

以下の期間を除く期間。ただし、知事が「制限が不相当と認められる特段の事情がある」と認めた場合を除く。

- ① 日曜日及び土曜日
- ② 国民の祝日に関する法律に規定する休日
- ③ (年始休業) 1月 1日 から 1月 7日まで
(年度末年度始休業) 3月24日 から 4月 5日まで
(夏季休業) 7月21日 から 8月24日まで
(年末休業) 12月24日 から 12月31日まで